

## 佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」の考えに基づき、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、佐賀県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

### (パートナーシップ宣誓の要件等)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

### (パートナーシップ宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する場所において、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号)(以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
  - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- 2 一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

- 3 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
  - (5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称(社会生活上日常的に使用している氏名)を使用することができる。

ただし、宣誓書及び宣誓書受領証の裏面部分についてはこの限りでない。

(県内の転入の届出)

第6条 第3条第2号に該当する者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓の証明の方法)

- 第7条 宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付して行う。
- 2 宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。
- ただし、第3条第2号に該当する者においては、転入予定者受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

- 第8条 前条の規定により宣誓書の写し又は受領証(以下「宣誓書の写し等」という。)の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、宣誓書の写し等の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、宣誓書の写し等を再交付する。
- 2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請については、第4条第3項の規定を準用する。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に宣誓書の写し等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第3項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

(事前調整)

第11条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

(宣誓書の保存)

第12条 知事は、宣誓書を10年間保存するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第13条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、人権・同和対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。